



重要なお知らせ（入札内訳に関する注意点）

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する案件より、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。

令和8年10月1日以降に入札公告又は指名通知する案件より、**工事費内訳書に上記経費の記載がない場合は入札無効**として取り扱います。

ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載下さい。

※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

※以下取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

- ①全てを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ②一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載してください。

入札内訳の例示

工事費内訳書

工 事 名

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	員 数	単価	金 額

※朱枠内の項目・金額の記載がない場合は入札無効

直接工事費のうち、材料費	円) ※	①
直接工事費のうち、労務費	円) ※	②
現場管理費のうち、法定福利費	円) ※	③
工事原価のうち、安全衛生経費	円) ※	④
現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金	円) ※	⑤

【当面の間の取扱い】

③について

○法定福利費は算出可能な金額を必ず記載してください。金額が未記入の場合は無効入札として取り扱います。

①②④⑤について

○「未記入」「事項なし」は原則として無効入札として取り扱います。

○すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。